

第1回(仮称)大口町町民参加条例策定会議 会議録要旨

日 時:平成19年7月23日(月)午後2時00分[~]

場 所:大口町役場 3階 第3委員会室

■ 開会

事務局

本日は、第1回(仮称)大口町町民参加条例策定会議開催のご案内をいたしましたところ、 委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらず、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

これより、皆様には町民参加条例策定会議の委員にご就任いただくわけでありますが、委員への委嘱に当たりましては、町長から皆様に委嘱状をお渡しするのが本意でありますが、時間の関係もございますので、関係の皆様のお席に委嘱状をお配りさせていただいておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

なお、この会議につきましては、公開を原則とさせていただきます。

本日配布の資料及び会議内における質疑応答につきましては、情報公開の対象になるものと 考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は10名中、9名であり、半数以上の委員のご出席をいただいておりますので、後ほどご説明をいたします(「(仮称) 大口町町民参加条例策定会議の設置に関する要綱」第5条第2項により、本日の会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。

本日の進行につきましては、皆様にお送りをさせていただいております会議次第に基づきまして、進めさせていいただきます。

※委員自己紹介·事務局自己紹介

それでは、これより会議に入らせていただきます。 最初に、町長がご挨拶を申し上げます。

1 町長あいさつ

皆さんこんにちは、町長の酒井 でございます。本日は、「第1回町民参加条例策定会議」を開催しましたところ皆様には大変ご多用の中ご出席賜りましたこと、まずもって厚く御礼を申し上げます。また委員の選出に際しましても、快くお引き受けいただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。本来、お一方お一方に委嘱状をお渡しするのが本意でありますが、時間の都合もございますので机上に配布させていただきましたことお許しをいただきたいと思います。さて、この7月でありますけれども、大雨と台風、これによる洪水、土砂崩れ、そうしたことが大きな話題になったところであります。16日には、新潟中越沖地震が起こり、多くの方々が犠牲になられましたことに心よりご冥福申し上げるとともに、早期なる復旧を願うところであります。復旧に際しましては、既に国・地域が動いておりますが、全国各地からのご支援、あるいはボランティアが出動されて、住民の力、民間の力で助け合い、心をもって活動を続けられ、大変大きな力になっていると聞き及んでおります。助け合いは物資の救援のみでなく心

をも救う大きな励ましになっていくと考えております。また、この助け合いの心は、私どもも第6次総合計画を昨年より実施しており、まちづくりの基本理念を「みんなで進める自立と共助のまちづくり」とし、誰もが安全に幸せに暮らせるまちをつくっていこうとしております。そうした中、この町民参加条例を皆様方のお知恵を寄せ合って作られることに大変大きな意義があると考えております。これから議論を重ねていただき、大口町らしい条例をおつくりいただきたいと考えているところであります。委員の皆様の格段のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

国の憲法では、国民主権がうたわれているわけですが、地方自治法、その他によって、その規範となる主権在民といいますか、住民が主役であるということを規定されたものはないわけであります。皆様方の議論をいただきながら住民が責任を持って活動できる環境をつくることが必要であろうと思っております。この会の多くの方々が、今、町の中で活躍をしていただいております。役場には執行権があり、議会には議決権がありますけれども、住民の皆様にはどのような権利が保障されているのか、担保されているのか。例えば、NPO促進条例では、NPOの委員会の中での支援はできますが、NPO そのものがどれだけの権限を持つかということになりますと、県の認定を受ければ別ですが、なかなか皆様方の発意によって、町政を支援していくということは難しいということであります。

私は、平成11年に町長に就任させていただきまして以来、皆様方の力によって町政を動かしていこうということに努力して参りました。そういう中で、住民の皆様に住民が主役になってやっていける、そうした条例をつくっていただくことが、これから必要と考えております。ぜひ皆様方の英知を結集していただいて、より町の元気を取戻せるように、つくっていけるように、そんな条例にしていただければと考えております。

お金があれば何でもできる。こういうふうに考えられる向きもありますが、しかし、終戦後を一度考えてほしいと思うわけであります。窮乏と混乱、困窮の中でこの日本は再生されました。このときにはお金が無かったわけでありますけれども、住民のやる気、あるいは復活・復興しようという努力が現在の日本をつくってきたわけであります。今、国は834兆円という膨大な借金を抱えている。中央集権の形ではもう国の推進はできていかなくなる。こういう中で地方分権になってきたわけであります。

地方分権と言われる中で住民がいかに権限を持つか、今までの中央集権のように、国や行政が何でも決めてくれる、陳情・要望をしていけば行政が何でもしてくれる、こういう風潮から、住民自らが考え、提案し、そして実践していけるようなまちづくりをしていく、こういうことが必要になってきたと考えております。なかなか意を尽くしませんけれど、この会議によって皆様方のご意見をいただきながら、まちづくりに対する住民参加に裏打ちがされた新しいまちづくりを推進していきたいと考えております。格段のご意見、ご示唆をいただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

2 (仮称) 大口町町民参加条例策定会議の設置に関する要綱について

事務局

※資料3「(仮称)大口町町民参加条例策定会議の設置に関する要綱」に基づき説明

3 委員長及び職務代理者を選任する。

4 委員長、職務代理者あいさつ

委員長

事務局から前もってお話しがあって、お断りし続けたんですが、私も一応大学には席を置いているんですけれど、いろいろボランティアとかまちづくりとかをやって、最近では、自称「まちづくり屋」と称しているぐらいでありまして、私がまちづくりをやるのではなくて、まちの皆さん、町民の皆さんと一緒にまちを住みやすく快適な安心なまちをつくっていこうという発想で長年やってきました。この辺で白羽の矢が飛んだというか、的にされてしまったのかと思っておりました。責任重大なことと思っていますが、この場に参りまして、そうそうたる皆さんがお揃いになっていて、どなたが委員長になっても不思議でないぐらいですので、私は取りあえず進行役といいますか、まとめ役といいますか、そういうことで任を努めさせていただこうと思います。どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

さしあたり、仮称ですけれど「町民参加条例」ということで、この資料の巻末にも、市町村の条例の代表例があがっているかと思います。こういう住民参加の条例ができているんですが、どうもこれぞというところがない。あるいは、大きい市でそういうのがあって、こういう小さいと言っては失礼かもしれませんが、小さい町でしかも住民参加をやろうという意気込みといいますか、これも私がこの委員をやろうかと思ったのは、私が今までやってきたことと、この大口町が目指していることが非常に合っているということで、私の仕事の最後の締めくくりぐらいのつもりでやらせていただこうと思っています。

今町長がお話になりましたけれども、町の運営というのは、主権・主役は住民だと思うんですね。それが、いままでどちらかというと、行政の仕事というのが当り前のようになっていて、住民の方もそういうものという方が多かったんじゃないかと思うんです。ここにおられる皆さんはそうではなくて、大口町も総合計画などの策定の経緯や、第6次総合計画を拝見するとやはり住民が主役でやっていこうということがはっきり読み取れる、大変立派な総合計画になっていると思います。それを支えていく住民の参加というのがなければ、これが画に描いた餅になっていってしまうのではないかというふうに思います。

この住民参加条例というのは、ある意味大口町の憲法ではないかと思うんですね。日本の憲法、最近、時の首相があれは借り物と言ってらっしゃって、憲法を改正しようという動きがあるようですけれど、借り物かどうかというのは、つくった時の皆さんの気持ちが本当に借り物だったのかどうかきちんと検証しなくてはいけないですし、憲法の話はおいておいても、この町の憲法にあたる住民参加条例というのは、やはり住民の皆さんが自分達のものとしてつくっていかないと、本当の住民参加の条例にはならないと思います。ここにいらっしゃる皆様のお知恵を集めていただくことは大変大切なことでありますが、一番の基本は住民の皆さんにきちんと認識していただいて、自らのものとしてこの条例がつくられていくということが一番大事なことかと思っております。ということで、今までのこういう条例のつくり方というのは、審議会であるとか、こういう委員会というところで決めて、「皆さんどうですか」という形で作られることが多かったんですけれど、今回の条例に関して私が思っているのは、やはり住民の皆さんの参加のもとにつくられていく、そういうことができたらと思っております。

時間ということもあると思いますが、住民の皆さんが自らの条例だと思っていただいて、そ

れを使っていただけるような形、こういうことを申し上げるのはなんですが、もし町長が代わっても、住民が主役でこの町が運営されていくためにも、この条例を魂のこもった住民の皆さんに支えられた形につくっていきたいというふうに思います。ですから、形だけでしゃんしゃんと決まっていくのではなく、できれば住民の皆さんと対話をしながら、どういう形になるか分かりませんけれど、そういう形をとりたいと思っております。委員の皆さんも少し時間がかかるかもしれませんけれど、ぜひそういうことで一緒に進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

職務代理者

委員長と全く同じ気持ちでありますので、大変心強く拝聴しました。

先ほど町長がおっしゃった議決権と執行権と主権でありますが、私も企業でCIの責任者をやっておりまして、理念づくりをやってまいりました。それから、ついでに会社の名前をカタカナにしてみんなに叱られたということでありますが、おまけに100年誌の編さん委員長として、創業者の理念と今、隆々と栄えているように見えますその基になる理念づくりとの両方をやってきたわけですが、その中で活性化運動もずいぶんとやってまいりました。

けれども、陰にこもったような言い方をしましたけれども、8年ぐらい町に関わってきたん ですが、住民主権ということではありますが、要するに日立製作所で有名な「俺がやらなきゃ 誰がやる」という素晴らしいスローガンがあったわけですが、我々の企業もそうでしたけれど も、ちょっと高みに立つ管理者の立場の人たちは、「君がやらなきゃ誰がやる」というんですね。 これはよく似ているんですが、まるきり思想が違うんです。活性化運動を最も弱めるのは、「お れがやらなきゃ誰がやる」という気運の時に「君がやらなきゃ誰がやる」ということです。そ うすると、「あぁ、俺が悪いんだな」と思うんですよ。そういう条例でないような条例を。総合 計画をつくったときは、みんなで喧々諤々と、私も野党の立場で無茶苦茶言いましたけれど、 楠さんがご存知ですが、あれは無茶苦茶ではなくて、やはり「住民」ということであります。 自立と共助のまちづくりの共助の助の方で、役場の関係は強く申し上げました。しかし、やり 方はちゃんと心得ていると、QCをしっかりと浸透させて立派にやっていくからと言っていた だいて、安心して1年間眠っておりましたけれど、やっぱり「俺がやらなきゃ誰がやる」とい う気持ちになって、そして皆さんがそういう気持ちになっていただくためにこういうものをつ くるんですけれど、ちょっとでも「君がやらなきゃ誰がやる」という臭いをさせたら失敗する と思います。ですから、ぜひそうならないように注意深く皆さんと議論を深めて、何とか先生 がおっしゃったように、例え町長が代わっても永続性のあるというのは誠に素晴らしいもので あります。実は町長が代わったら総合計画が無くなってしまうんじゃないかとものすごく心配 しておりました。やっぱりそういう永続性のあるものを皆さんと協力して、先ほど自己紹介で 「場違いなところ」という発言がありましたけれども、場違いということはありません。ここ でいろいろな方の意見が出ないことには、やっても形だけのものという心配がありますので、 よろしくお願いします。

5 議題

(1)条例策定のスケジュール及び体制について

事務局

※ 資料4「(仮称) 大口町町民参加条例策定スケジュール(案)」及び条例策定作業目標スケジュール、資料5「(仮称) 大口町町民参加条例策定体制」に基づき説明

職務代理者

説明を聞き、並大抵のことではないということがひしひしと分かってきたわけでありますが、スケジュールを見ておりますと、区長会が9月、それから9月下旬からはフォーラムその他をやっていく、その前には、議会委員会に少しずつ報告が始まっていく。資料5をみると、地区懇談会、パブリックコメント、フォーラムということがあるわけですが、そこで始めて「そういうことですか」と聞くのか、何か既にあがっている声があるとか、あるいはここにおられる楠さんとか、今のNPOの関係の方々、福祉の方々で、本当にいっぱいの話、下々ではこういうことだよということがあって、あるいは我々も調べてやっていく進め方ではないかという気がするんです。

私もいろいろ委員会の委員長とか会長とかやらされておりますが、いつも一番下の立場に立 って、そこに参画するやり方をやってきました。後から聴取するということもありますが、そ こで見えているものはずいぶん上の考えてることと、下の考えてることが違うことはいっぱい ありまして、日頃問題と感じていることとか、会議の途中で、その都度適切に出していくとい う形ではなくて、大いに厳しい話がありましても、やっぱり何としても知りたいなと。あるい はインターネットでこのページを覗けば見えるようなものがあれば教えていただきたいんです が。そうでないと苦しいんですね。最後の方の事例を見ても心配いらないと、最後苦しくなっ たら、これを真似て書けばすぐ書ける。キーワードといいましても豊かな自然、先人の英知と 努力、みんなどこかで聞いたことがありますよね。歴史と伝統、賑わいと活力のある町。安心 して暮らせる、将来を担う子ども達のこれからの10年をどうするかという町長の言葉みたいな ものですね。それから社会情勢の変化に的確に対応すると、昔私がつくった会社の理念みたい なものでありまして、キーワードは大体こういうふうになっていくんです。そこに先ほど、独 自性のある創造性のある永続性のある、そういうものをつくっていこうとしますと、やっぱり 手っ取り早すぎてもいけないんですが、皆さんと分析するにしても、大体分かるんじゃないで しょうか。そういう話がどこかで聞けないかと思うんです。建前でいけば、ここに事例は幾つ もあって、もう事務局も大安心で進められるんですけれど、そういうものではない並々ならぬ 意欲を先ほどお聞きしましたんで、私もそう思っていますので、今回こそはということで言い ますと、楠さんのお話だとか。会議に出ているとびっくりするような話がでるんです。この前 のこの時もそうです。大体ボランティアに料金を払うなんて何事だという話が出るんですから。 そういうことができるだけないように腹一杯話しがしたいんですけれど、そういう気持ちです。

委員長

私が言いたいことを変わりに言ってくれたようなところがありまして、私もこのスケジュール案を見せていただいて、本当にこれでできるのかという感じがしました。ものにもよります。 粛々とやってある期限内にきちんとつくるというのもとても大事なことです。どちらかという と、今までの役場というのは、ずるずるとのびてくるというのが普通でしたけれども、最初に 申し上げましたように、これはある意味大口町の憲法になるんだろうと思うんですね。これは 一応予定で、こういうスケジュールでいきたいというのは非常に良く分かるんですけれど、場 合によっては、もう少し、住民の皆さんの意見を聞きながら、これが難しいんですよね。意見 を聞かせてくださいといっても出てこない。とするとこちらがある程度場をつくって、あるい は場を借りて、ワークショップといって、少しテクニックがあるんですけれど、そういうこと で「皆さんどうですか」とお聞きしないと出てこない。ということもあって、スケジュールと しては、これで一応行こうということはあるんですけれど、実際にこれを具体化してやってい こうというときに、もう少しどうするんだという、例えば住民懇談会はどういうふうに開くの かとか。区長会だけでいいのかとか。そういう話で、今お話に出ましたけれど、この中で NPO 関係の方もいらっしゃいますし、それからいろいろな団体の方もいらっしゃいますし、企業の 方もいらっしゃいますし、そういう場で少し皆さんに今町でこういうことをやり出している。 これについて考えてくださいと、まず分かっていただくことが大事だと思うんです。その中で、 その次にいろいろな場を借りて、ワークショップというか、小さい単位でいろいろ皆さんから 直接意見を聞く。ですからパブリックコメントで、できてから「どうですか」では、もう雛形 はたくさんあるんですよね。いろんなところでできているので、それを借りてきてポンと出せ ばいいんですが、本当に町について、場合によっては、この総合計画をどう思っているか、ど ういうふうにこれを実現していくんですかと思っているのかということでも良いと思うんです ね。住民の声は一人でに聞こえてくるものではありませんから。ということで、今おっしゃっ たことをどういうふうにやろうと事務局で考えているのか、その辺の考えを少し聞かせていた だきたいと思います。

事務局

スケジュールにあります、区長会ということであげたのは、地区をまわらせていただいて、お話をききたいということの依頼をして、この後、12月頃まで予定しておりますけれど、各区をまわって話しをお聞きしたいと思っております。最終的には講演会とかフォーラムとかで全体の中で議論ができる場を持てたらと考えています。先生との打合せの中では、それぞれの住民の皆さんが集る機会、あるいは、ここで出てきて見えます委員の皆さんが活動されてみえる基盤があるわけですけれど、そういったところでの集りの中で意見をお聞きするというのも含めて、私どもももちろん、そういう集まりに出させていただいて、少しお話をさせていただいて進めていけたらというふうに思っております。

委員

私が活動しておりますのは、3年前になるんですが、NPO 関連の条例をおつくりになられて、3年前にボランティア総合支援検討会議が約1年にわたってワークショップ等で行われ、そちらにも公募で参加させていただきました。その時は専門委員の方から、最終的に町長の方に答申をされたと。その時の課題が4つ、場所、人材、情報、それからお金と、この4つのキーワードで答申されております。それに参加した者として、具現化する姿を見届けたいし、今日は欠席されていますけれど、岡田さんのご助言もあり、また地域振興課の助言もあったりして、せっかく集ったものがこのまま解散してしまうのは惜しいということで、ここで今までにない活動団体を支援する活動団体をということで、ユニークな名前なんですが、「まちづくり応援隊太助」というものを立ち上げました。3年になりますが、4つの答申された課題は、まちの町

のNPO登録団体というのができまして、今22団体参加されていますけれど、そういうことは前進したと。総合計画は昨年から動いていますけれど、自立と共助のまちづくり、協働という言葉がたくさん出てきますが、前から大森主幹にも私どもの会議に参加していただいて、協働について改めてまちづくりの活動団体の皆さんに説明をしていただきました。私どもでさえというと語弊があるかもしれませんけれど、一般の住民の方には、「協働」というのが、なかなか未だに職員の方でも理解されていない方がみえると思います。そこまで考えると、まさに町民参加条例を新たに大口町の憲法といってもいい条例をお作りになるということは、そこら辺から掘り下げていかないと、従来の町でやっていた審議会と同じようにやるとおもしろくないなということを中村さんが今おっしゃいましたので、改めて私も思った次第です。活動しようという方は、周りに22団体あるのですから、なかなか人が増えない。それから人材が育たない。共通の課題がたくさんあるんです。この条例ができればもっと活動しやすくなる、もっと活動が活性化されて、今まで町でおやりになったことが、我々にまかされてできるのかと、活動団体の皆さんは興味があると、そういうことが懸念されると思います。これが一番申し上げておきたかったことです。

委員長

自立と共助というけれども、どうもまだそこまで行ってないのではないかというようなご意 見ですが、どうですか。

委員

私たち団体は、今年度で5年目となります。協働事業への申請も3度程させていただいております。楠さんが言われたとおりに、協働という言葉を私たちも聞いて理解したものと、じゃあ実際の協働事業として何かをしようとしたときに、最初に協働とはこういうものですと教えていただいて、その通りにやっているつもりなんですが、違う課に行くと「えっ」という顔をされたりとか、やはり行くところ行くところで認識がものすごく担当課と例えば部屋を担当している課だったりとか、そういう各課によって、考えの違いだったりとか、スタンスの違いがあるのかなと。私たちはどこに寄り添ってどこに照準を合わせたらよいのかということが、今一番大きく考えるところなので、その辺が、統一された一つのものとしてあると、まちづくりをされている団体さんが活動しやすくなるんじゃないかと思います。

委員長

今日の午前中にNPO活動促進委員会がありまして、場所づくりのとてもよい基金があって、 それに応募して、たぶんもらえるだろうという話しと、それが NPO の皆さんからの声でそうい う場所づくりができないと、できませんと、太助の皆さんに声を出していただいて、太助だけ だと大変なので、もう少しいろいろな団体から、マミーポケットとかたくさんあると思うんで すね。皆さんの声として、場所が欲しいという声を出すとお金がつくんです。

委員

それは国のですか。

委員長

そうです。それはできそうなんですけれど、それはそれでやるとしても策定のやり方として、もう一度この総合計画を作ったときの話しだとか、もう少し遡って、合併をしないと独立してやっていこうというふうにいろいろ出されましたよね。ああいう形で地域の皆さんに地域に入って皆さんからこういうものをつくろうとしているんだけど何かないか、あるいは今、大口町に対して思うことはありませんかというような、一回何かさっとやると、「はい、できました」ということではなくて、何回も聞かないと住民の皆さんは思ったことを言ってくれない。

ということで、事務局の方にも何かできないかと言ったんですが、事務局も大変そうだし、それから何かまちづくりのコンサルがついてくださると良いと思ったんですが、そういう予定がありますかという話をしたら、「ありません」というので、事務局も大変そうだというふうに思ったりしたんですけれど、その辺の見通しはどうなんですか。このスケジュールで行くとしても事務局はかなり大変だと思うんですが。通り一遍で済ませてしまうと残念だなというふうに、中村さんも楠さんもおありのようですが、私もそうなんですね。大丈夫なのかなと思うんですが、その辺、事務局腹を割ってこの場で表明をしていただけると良いと思うんですが。場合によっては、町長にお金をつけてと言っても良いのではないかと思うんですが。ワークショップは本当に大変なんです。通り一遍でアンケートで済ませてしまえば良いんでしょうけれど、そんなことで良いんですかと聞きたい。この両方なんですが、いかがでしょうか。

事務局

地域に入るという点では、先ほど申し上げた9月から実施していきたいと考えております。 それがスケジュールに入っております。それと、ワークショップをしていく中で、技術的な問題があると、新たにコンサルへ委託をするということについては、お金のこともありますので、 今ここで行きましょうと確約はできないところがあるんですが。

委員長

でもそういう形できめ細かくやっていく方が、かなり大変ですよね。だけど、それをはしょってしまうのは、皆さんの発言を聞いてもちょっと問題がありそうだねというふうに私は受け 止めたんですが、皆さんはどうですか。

委員

子育て中のお母さんにぜひ声を。私も自分の子どもが3歳と5歳と7歳がいるんですけれど、学共で、その地区7時からといわれると、ごはんを食べてお風呂に入る時間だとか、年齢層で出やすい時間出にくい時間いろんな平日の昼間なら、仕事をされている方が出られないとか、両方があると思うので、地区で区切ってしまってやられるのではなくて、ターゲットを決めて、その方の意見を聞くためには、どのような方法をとるのが一番かを考えた上でお話しを聞いていただけると。パワーのあるお母さん達が大口町にはたくさんいて、今活動していて思うことがたくさんありますので、そういう意見を聞いていただけるんじゃないのかなと思います。

委員長

今の話は、子育ての話ですが、高齢者・障害者の方なんてのはどういうふうに声を聞いたら 良いのでしょうね。

委員

私も一福祉職員として、ケアマネージャーさんとか、どの家庭でもそうなんですけれど、千差万別で、老老介護をされている方もいますし、地域介護が大変です。昔でしたらお醤油貸して下さいとか、お塩貸してくださいという時代でしたが、今は下手するとお隣の人が全然分からない、家庭の事情が全然違うので、その辺に耳を傾けたり、一番無難なのは、福祉職員、後介護されている方でしょうか。お年寄りとか家庭のことは個人情報のこともありますので、なかなかお話してくださらない、お話を聞かせてくださいでは、お話しされないと思うんですよ。やっぱりそういう面で、専門の方とかを交えてお聞きしていただいた方が無難かなと思います。

委員長

どうでしょうか。その辺で事務局。できそうですか。

職務代理者

私はそれほど重要な意味で言ったのではないですけれど、大体思う方向に行っているわけですが、困らせる意味で言っているわけではないので、例えば私が手っ取り早いと思ったのは、例えばですね、以前コーヒーを飲んだことのある総合グラウンドの向こうの老人が集るクラブがありますね、あの辺で話を聞こうかとか、それから選挙をやってる最中に町長も苦しんだんだけれど、延長保育料が高くなりそうだと。ああいうのは良いテーマですね、丁寧に説明すればいい。それから教育委員会でいえば学校がありますね。統合中学校。そこへどういうふうに住民参加をしていくかということがテーマでご検討だと思いますけれど。私もマニフェストの聞きかじりで43億円かかり、30億円は国庫補助の対象で愛知県を通して、5~6億円きます。しかし総じていえば、30億円は自己資金です。後の残りは、福祉センターの支払が2年後に終わると、これを継続していけば大きな費用を負担することなく実に町長及び会計担当者は企業以上に賢いことを考えているんだぞと、創作童話に近い話か、本当か分かりませんけれど、そういう話をすると判ったというんですよ。もうこんな中学校ができるんだから、名古屋市の**学園とか、江南の**学校へ行く必要は全くないんですよと、いうようにもう少し気楽に考えてですね、やれないかと思ったんですよ。

職務代理者

そっちから来る指示はあんまり受付ないでね。委員と付き合ってあそこで話しを聞くとかね。 ちょっと力を抜かないとどうにもならないような気がする。

町長

的外れな話になるかもしれませんが、今回住民参加条例というものをつくろうとした先ほどの挨拶の中でも話しをしたわけですけれど、今町は行政運営をしていく上で、執行権がある議決権があるという話をしましたけれども、議会は、チェック機関なんですね。住民の参加条例の中では、住民が、政策づくりに直接参加ができるそんなものをつくっていきたい。これは過大な表現かもしれませんけれど、できれば住民の皆さんが考え提案されること、それを議会が審議できるぐらいのものへと高めていける、そうしたことが次の資料の6ですかね、その中に行政にとって、町民にとっての問題提起の中にあります。そうしたことを考えていきますと、

先ほど憲法という話をしていただきましたけれど、まさに憲法として、つくる。それに対して、実施要綱をきちんとつくっていく。そうしたことによって、審議されるような提案ができるようなルールづくりしくみづくりをすることができる。今、NPO等は事業に対して、ミッションを持ってやるということで、単一に行うことでありますが、行政全体を変えることはできない。これを直接住民参加条例によって、提案することができる。そんなふうのものにすることができれば、全然今までとは違ったものになっていくのではないか。この住民参加条例というものが、一つ住民が参加して地域の政策づくりに参加できる、そんなものになっていく、そんなルールづくりになっていけばと考えます。人が代わってもやはりこの町の賑わいが、あるいは住民の力によって、まちづくりが行われていくというような、そんなことがあってもよいのではないかとこんなふうに考えております。ぜひ資料6を議論していただくときにルールづくりのイメージを持っていただければと思います。よろしくお願いします。

委員長

次の議題のところですが、今のご発言を伺いますと、皆さんも大体分かっているんですね、 町長の想いも分かってる。だからそれをどうやってつくっていくか、住民の皆さんが、全員が そう想ってつくればすごい力になりますよね。ただ、どこかから借りてきたものをポンと持っ てくるということだと、借り物の憲法と今言っているわけですが、そういうことになりかねな いので、つくるところで、きちんと住民が我が物として思ってくようにつくるにはどうしたら いいかというそういう話に入りかけて、今どうしたらいいかというところに議論が集中してい るんですが、ちょっとそれを置いて、資料6の方の話について、先ほどから町長が言われてい るので、そこをさらっとやっていただいて、つくり方・進め方についてどうやるんだろうとい う話に戻りたいと思います。

(2) 町民参加条例の現状と条例策定の考え方について

事務局

※ 資料6「条例策定の背景と町民参加の現状について」に基づき説明

委員長

これにつきましては、異議は無いと思うんですけれどね、こういうことだと、ここへ持っていくためにどうするかということで、さっきのようにポンポンといって、どこかの借り物のようにつくって、やればそれでできるんだけど、それでいいんですかというところですよね。

委員

先ほど町長が言われた住民で、提案して、それを議会で議決まで持っていける、そういう住民参加条例は、少なくともこの3つの自治体の事例ではありませんよね。そこまで大口町が持っていけたら本当に素晴らしいことだと思います。

委員長

無いこともあるし、この策定委員会だけで議論して、どこかで条例がつくられるとしても、本当に住民の皆さんが活用して直接提案できるのかと、つくり方のところで、皆さん必要ですねということを分かっていただいた上で、ならばどういうふうにつくりましょうかとそういうふうに持っていかないと、借りてきた憲法のようになってしまうかなというのが、僕の問題意識なんですよね。そういうことを言ってくださったと思うんですよ。また、資料6の中で、こうやってきましたということなんだけれども、町民の皆さん、大口町は本当に豊かなところで、行政任せにしておいてもあまり不満はない、多少はあるにしても、他と比べれば少ない方だと思うんですね。豊かで良くて、今までどおりに行けば、そんなに問題ないと思う町民の方が大部分だと思うんですよね。そこのところで、だけど、こういうふうでいいんですか、皆さんこういうの必要ありませんかということを皆さんときっちりお話しをしながら、つくっていかないと画に描いた餅というか、彫って作って魂入れずという条例になってしまわないかなとというのが私の懸念なんですよね。皆さんも多少そういうことを考えていらっしゃるのではないかと思うんですが、どうですか。ご発言の無かった方に聞きたいけれど。

委員

私も、家でこのスケジュールを見させていただいた時には、やはり後にも例が出ていますので、9月からフォーラムにかけるということでしたら、出来上がりは3月ということはある程度できたものを皆さんに見せて、よろしいですよねという感じのものができるのかと思っていたんですよね。ですが、最初こちらに座らせていただいて、お話しを聞いたときに、違うと思いまして。私もやはり、教育委員会として、今、中学校を建てているんですが、あれも本当にいるんな方が討論して、討論して今の現状なんですね。それもきちんと説明を受けて、やってくださってて、行政じゃなくて、みんなでどっちにするか選んでやっているので、本当に皆さんの想いがこもった中学校が建っています。せっかく住民参加の条例、だから企業の方も加わって、住民の方も加わって、いろんな方が参加してやっていただけるので、やはり住民のフォーラムの後に、少し住民のフォーラムを前にされるか、出来上がりをもう少し後にされる方が住民のための条例になるのではないかとは思いますので、そちらの方よろしくお願いします。

委員長

という意見をいただきました。他にいかがですか。

委員

特に全く違う角度の意見は無いんですけれど、やはり幅広い年齢層の意見収集をやってから次へ進んで行ってほしいなという気持ちはあります。やはり、先ほどのワークショップですとか、私たちも青年会議所の中で、まちづくりの一貫として、今、この町の問題になっていることはなんだろうかとか、いうことをみんなで考えようよということで、皆さんに参加してくださいよとか、いうことを流さいというようなことで、いろんなことで、皆さんに参加してくださいよとか、いうことを流すんですけれど、先ほどのフォーラムのようにまとまって一つやろうとしても、非常に小さな部落であって、村民の方が何百人しかいなくて、一同に会して一つのことを決めていたりとか、情報を共有していくということは、現実的に難しいと思うんですよね。

しかもいろんな立場の人とか、大口町に住んで間もない人、あるいは何十年も住んでいる人では、想いが全く違うと思うんですね。そういった中でコンセンサスを得ようとしていくと、今の時代に合った形であるならば、できるだけ小さい単位でまずは意見収集をしながら、言いやすい環境を提供しながら、意見を吸い上げて、それから条例の中で、先ほど、立法に参加できるということだったんですけれど、本当に素朴な要望、こういったことは困るなぁと思ったときに、それが立法まで行き着くまでのプロセスがものすごいエネルギーがいる。

どうやってやったらいいか分からない。そういったことが壁になってしまって、思うんだけど、それ以上腰が上がらないとか、条例とかだと10人以上署名をしなさいとか、いろいろ書いてあるんですけれど、そういった誰も照準を当てるかはいろいろと意見があると思うんですけれど、本当に生活弱者の方、子どもさんをもたれているかたも含めてなんですけれど、できるだけ実のあるところでの効力を発生するために、様々な諸問題についての、最初はちょっと吸い上げをしていただきたいなあと思います。

委員長

他にいかがでしょうか。

委員

ちょっと聞き漏らしてしまったかもしれないので、確認なんですけれど、スケジュールで3 月末までに終えなきゃいけないのは、必達ですか。予算の関係もあるんでしょうけれど。もし これを伸ばしてもかまわないということならば、余りこれにこだわらず、我々が満足できるも のを。

委員長

我々だけでなく、町民の皆さんが納得できるものにしたいなというのが、私個人の意見です。

委員

私も事前に予習してこなかったんで、今日始めて見るし、この冊子も見てないので申し訳ないんですが、住民参加の言葉の定義もまだ少し分かっていないところがあるんですが、今日聞いていると、住民の声をいかにこの町政に反映していくという話の中で、いろんな方法を考えようよと、先ほど山瀬さんが言われたようにいろんな人のいろんな層をということなんですけれど、ボランティア団体が増えてもNPO団体が増えてもそこに参加しない人がいるし、フォーラムやっても参加しない人はいっぱいいる。要は、そういう場に出てくる人は、ちゃんと意見を持って出たくて、出る。言いたくて集る。何かやりたくて集るわけで、そうじゃない声なき声もたくさんあるわけで、そういう人たちをどう拾うか。例えば、いろんな方法があると思うんですよね。町議会議員選挙も住民の声を端的に票で出すわけですし、町長選挙もそうでしょうし、あるいは目安箱、意見箱をつくったっていいし、もっといえば町民投票とかで、町の懸案のイエスノーを聴いてもいいし、いろんな方法があると思うんですけれど。私の理解ですと参加条例をつくるのに皆さんの意見を集めるのではなくて、参加条例そのものが皆さんの意見を集める道具になっていくのではないのかと。だから条例をつくるためにまた声を集める。声が集らないから条例をつくるのに、条例をつくるのに声を集めようとしても無理だと思うん

ですよ。どうやったら皆さんの声を集められる仕組みをつくるかを検討した結果が条例になるので、どれだけ今から集めるのは無理だと思います。だから良い条例をみんなで考えなければいけないんですね。結局、堂々巡りになって答えが出ない気がするんですよね。

職務代理者

らしいものを提供したらいいんじゃないですか。

委員

ある程度提供しなきゃいけないと思うんですよね。それが、事務局であり我々であり。何か しら無いと、極端な話それに町民投票してもらえば良いわけです。極端な言い方をするならば。

委員長

今までのやり方はまずこういう審議会でつくって、どうですかって言って、そこそこの賛成があれば、それでいいねということになっていたんだけれど、それで使い物になるのがあるかっていうと、どうもそうではないなというのが、僕の印象です。

委員

私はちょっと企業の中で労働組合という立場で、会社と協議する、一つのことを決めるにしてもなかなか先に言われたように意見を持っている人は参加してもらえるんですね。意見を持っていてもなかなかいえない人、末端の人はなかなか言えない。だけど、決まってからあれはそうじゃない、こうだよと頻繁に言われるんですよね。その人たちをどうやって取り込んでいけるかということで、無理矢理に企業の中で、組合という立場でいろんなところへ連れていったり、例えば工場見学に連れていったり、そういう意識を高めるためのフォーラムに参加させたりして、「どう思った」というようなことを仕掛けるわけですけれど、それで少しずつ変わっていきますよね。

他を見ることによって変わるということは多いものですから末端まで本当に意識を上げるためにどうやるべきか。話が変わりますけれど、こういうふうに会議をやって、企業でもこういうものの生産をどう上げるかというのを上から投げられます。そうすると最終的には、一回か二回は会議をしますけれど、結局上の方、職制がですね最後の3月末だと期限が区切られるとその辺の職制がバタバタするだけであって、一般の従業員にはなんだという感じで見てるわけですよ。それだけではいけないということで、本当に末端をどうやってやるかが難しいと思うんですが、目線を変えてそういう人も参加できるようなそういうフォーラムとかこういう何かを見せるというのに、企業では無理無理にでも参加させちゃうということがあるもんですから、末端の人をどうするかですね。

委員長

せっかく大口町で全国でも例をみないような、こういう小さい町で住民参加でやりましょう。 町長が言われたように住民から提案してそういういろんなものをつくっていくということ、ど こまでできるかテーマが一つありますけれど、そういうのをやろうというときに、何か最初に つくっちゃってこれでいいですかでは、今までのやり方でやっていくのは惜しいという感じが するんですよね。だから合併以来いろいろとやっていらっしゃったし、促進条例をつくるとき も、皆さんいろんなことをやって、ある程度町民の素地はできていると思うんですよね。だか らもう一度それをなぞるような形になるし、同じことを繰り返すと言われちゃうかもしれない けれど、もう一度末端の近いところの声を聴きながらというのはどうでしょう。

委員

大口町には、立派な町民憲章があるが忘れられている。ここで町民参加条例と町民憲章との 区別をこの会の中ではきちんと整理しておくべきだと思います。

事務局

九州大学の先生は、このことについて見解を出されているので、読み上げます。

「憲章は、住民に対し一定の行為を求めることはあっても、住民の権利を保障するような内容 は乏しいと思われる。その意味で、このような条例とこれらの憲章等とは異なる。さらに、自 治体の組織活動に対する規律をすることを無いように有するこのような条例と、憲章等との違 いは、無いよう敵に歴然としていよう。」

これを受けて、昭和 57 年 9 月 10 日に制定された大口町民憲章は、豊かで住み良い郷土をつくるために、町民が日々の暮らしの中で自主的に実践する内容を明記した宣言文です。永続的に心がける町民のあるべき姿(町民像)を掲げており、地域・住民主権を保障し、まちづくりの原理や行政のルールを規定する条例とは性質が異なりますと私たちは考えています。

職務代理者

そのとおりだとは思うが、条例の中に理念という言葉が出てくると関係してくる。

事務局

たくさんのご意見ありがとうございます。スケジュールについては、期限を設けない計画はありませんので3月については、目標とし、今後の進捗状況を考慮するということでお願いします。また、多くの町民のご意見を伺うために、地区を回る懇談会のほか、町民の方々が参加する会議や、団体の集まり等でも積極的にご意見を伺ってまいります。また、条例策定にあわせて、総合計画の理念についてもPRしていきます。

委員長

それでは、皆さんの意見を伺って、条例策定の進め方で、このスケジュールは目標にはするが、3月には限らず住民参加で進めていきたいと思います。直接制民主主義特に関することは、議会にも十分な配慮が必要だと思います。最初が肝心になると思いますので、できれば個別に動いてでも町の新しいルールの必要性について議会の理解を得られるよう説明をお願いしたいと思います。逐次報告をしていただいて、また、広報でも条例づくりの進行状況など、情報を流していただきたい。

委員

議会から否決されると、修正修正で、結局骨抜きの内容になりかねません。上手に事を運ん

でいただきたいと思います。

事務局

町民のご意見を伺うことについて、作業目スケジュールにある区長等というのは地区懇談会のことであり、その他の会議はこれから横の連携も含めてすすめます。また、議会については、毎月委員会協議会や議会全員協議会が開催されますので、逐次状況報告を行ない、ご理解をお願いしていきます。

委員長

策定体制についてですが、住民の参画や協働のまちづくりについて、住民・団体と密接に関連している地域振興課を通じてPRをしたり、またいろいろな部局でいろいろな取り組みをしていると思うので、庁内部局の協力を得て情報発信をしていただきたい。大口町でも縦割りになっているので、横の連携を。また、そうそうたるメンバーが揃ってはいるが、この中に、法律関係に長けた人がいない。名城大学の昇先生と先日お会いして、この会のことを話し、助言をいただけないかと打診したところ、了承してくださった。引き受けてくれそうです。この会のメンバーとして参加してもらうのではなく、助言者として係わってもらえれば大変力強い。もし皆さんがよろしければお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

6 その他

次回開催日:平成19年9月5日(水)午後1時30分

場所 : 大口町役場2階第1会議室